

# 京都府建設業等人材確保対策支援事業

(建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業)

建設業における働きやすい環境づくりの実現に向けて、業務の効率化や省力化等を図る取組に対して補助金を交付します。

令和 7 年度

申請の手引き

京都府建設交通部指導検査課

## 目次

1	募集概要.....	- 3 -
2	申請方法.....	- 5 -
3	交付決定.....	- 5 -
4	補助事業の事前着手.....	- 6 -
5	事業内容の変更等.....	- 6 -
6	実績報告.....	- 7 -
7	補助金の額の確定.....	- 7 -
8	取得財産の処分.....	- 7 -
9	注意事項等.....	- 8 -
10	申請の流れ.....	- 9 -

## 1 募集概要

### (1) 趣旨

生産年齢人口の減少などにより建設産業の人手不足が深刻化しています。そこで建設現場等での働きやすい環境づくりの実現に向けて、補助期間中に中小企業が実施する業務の効率化や省人化等を図る取組に対し、経費の一部を補助します。

### (2) 補助申請受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで（必着）<sup>※1</sup>

受付期間終了日に申請されたものは、以下のものを対象とします。

電子申請フォーム：申請受付最終日の17時00分まで<sup>※2</sup>の申込日時で、到達通知が発行されたもの。

郵送：当日の消印があるもの。

持参：受け付けません。

※1 申請期間内であっても予算額を超えた場合、申請受付を打ち切ることがあります。

※2 打ち切りを行う場合は、打ち切り日の23時59分まで。

### (3) 補助期間

交付決定日（又は事前着手日）から令和8年2月24日（火）までの間に経費の支払いを含め事業を完了するもの

※事前着手日は令和7年4月1日以降に限ります。

### (4) 補助対象経費

建設現場における働きやすい環境づくりに向け、効率化や省人化等の効果があると知事が認めたもの

（消費税及び地方消費税を除く）

補助対象事業	対象品目	例
建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業	測量機器	地上型レーザースキャナー 自動追尾機能付き測量機器 ドローン など
	建設機械	マシンガイダンスのショベル チルトローテータ 既存の油圧ショベル等に装着するシステム など
	I C T機器等	ウェアラブルカメラ、定点カメラ C C U S 現場運用支援機器 電熱式防寒服 など

※ 機器・機械等は購入に要する経費のみを対象とし、賃借又はソフトウェアライセンス（サブスクリプション含む）に要する経費は対象外

※ 個人支給のものは対象外

(5) 補助対象者

令和7年度京都府建設工事競争入札参加資格者又は令和7年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者のうち京都府内に主たる営業所を置く中小企業事業者

(6) 補助率及び補助上限額

対象事業者	補助率	上限額
労働者の処遇改善を実施した場合 <sup>※1</sup>	補助対象経費の2/3以内	300万円
上記に該当しない場合	補助対象経費の1/2以内	200万円

※1 労働者の処遇改善を実施した場合とは、交付申請日時点で以下のうち1つ以上の達成が確認できる場合をいう。

ア：全ての対象事業場において、4週当たり8日以上の日を確保している場合

イ：全ての対象事業場において、令和3年4月1日（以下「基準日」という。）以降に4週当たりの休日を増加させた場合（増加後の休日日数が4週当たりで5日以上とすること）

ウ：基準日以降に事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）の給与等受給者一人当たりの平均受給額<sup>※2</sup>を前事業年度等と比較して1,000分の15以上増加させた場合

※2 給与等受給者一人当たりの平均受給額とは、「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額又は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額をいいます。

## 2 申請方法

以下の書類を、電子申請フォームからアップロード、又はP.9の「書類提出及び問合せ先」まで郵送により提出してください。ただし、郵送による場合も、申請書の電子データ（エクセル形式）の提出は必要です。

なお、持参による申請は受け付けません。

### ○提出書類

電子データ (エクセル 様式)	京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 (別記第2号様式)	必須
	京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金事前着手届 (別記第1号様式)	該当がある場合
	令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書(働きやすい環境づくりのための設備等導入) (別記第2号様式 別紙1)	必須
	補助対象経費の算出基礎資料(別記第2号様式 別紙2)	必須
	事業計画書(別記第9号様式)	必須
	口座振替依頼書	必須
PDFデータ 等	導入する機器等のカタログ等及びその見積り	必須
	交付要領第4条に規定する別表1中補助率の欄の(1)がわかる資料(※1)	該当がある場合
	国又は地方公共団体による補助金、交付金又はその他の給付金(以下「他の補助金等」という)の交付申請書又は交付決定書の写し(※2)	該当がある場合

※1：交付要領第4条に規定する別表1中補助率の欄の(1)がわかる資料とは、管轄の機関に提出済みの就業規則や法人事業概況説明書等です。ただし、賃金台帳等個人情報記載の資料により証明を行う場合は、個人を特定できる情報は塗りつぶすなどして、提出してください。

※2：本補助金と対象及び目的を同じくする他の補助金等を活用する場合は提出してください。

## 3 交付決定

申請のあった事業について順次審査を行った上で、交付決定通知を送付します。

なお、交付決定審査に向け申請内容について聞き取り及び追加で資料を求める場合がありますので御承知ください。

※ 補助金は、予算の範囲内で交付決定します。

※ 予算額を超える申請があった場合は、予算額に達した日までに申請のあった全者で以下のとおり残予算を按分し交付決定を行います(千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)。

**交付決定額＝残予算×(補助金交付申請額/予算額に達した日までに申請のあった全額)**

#### 4 補助事業の事前着手

交付決定日後の事業着手が原則ですが、やむを得ない事由により交付決定日前に事業着手を行う場合、「事前着手届（別記第1号様式）」を提出してください。ただし、事前着手届の提出をもって交付決定が確約されるものではありません。

※ 事前着手日は令和7年4月1日以降とし、それ以前の着手は認めません。

#### 5 事業内容の変更等

交付決定通知後に、事業内容や補助対象額等の変更、又は事業を中止するために交付申請を取り下げる場合は、必ず必要書類を申請期限内に郵送により、速やかに提出してください。ただし、軽微な変更に係る変更承認申請書の提出は不要です。

##### (1) 事業内容の変更

###### ○提出書類

電子データ (エクセル 様式)	京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金変更承認申請書 (別記第3号様式)	必須
	令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書(働きやすい環境づくりのための設備等導入) (別記第2号様式 別紙1)	必須
	補助対象経費の算出基礎資料(別記第2号様式 別紙2)	必須
	導入する機器等のカタログ等及びその見積り	必須
	事業計画書(別記第9号様式)	変更がある場合
PDFデータ 等	交付要領第4条に規定する別表1中、補助率の欄の(1)がわかる資料	変更がある場合
	国又は地方公共団体による補助金、交付金又はその他の給付金(以下「他の補助金等」という)の交付申請書又は交付決定書の写し	変更がある場合

##### (2) 事業の中止

###### ○提出書類

電子データ (エクセル 様式)	京都府建設業等人材確保対策支援事業中止(廃止)承認申請書 (別記第4号様式)	必須
-----------------------	---	----

## 6 実績報告

報告書類は、電子申請フォームからアップロード、又はP.8の「書類提出及び問合せ先」まで郵送により提出してください。

### (1) 提出書類

電子データ (エクセル 様式)	京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金実績報告書 (別記第5号様式)	必須
	令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書(働きやすい環境づくりのための設備等導入) (別記第2号様式 別紙1)	必須
	補助対象経費の算出基礎資料(別記第2号様式 別紙2)	必須
	取得財産管理台帳(第7号様式)	該当がある場合
PDFデータ 等	請求書及び領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類	必須
	購入した被服等を令和8年2月24日までに利用したことがわかる資料	該当がある場合
	他の補助金等の実績報告書の写し	該当がある場合

### (2) 提出期限

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出してください。

※ 申請状況により変更する場合があります。

※ 事前着手している場合は交付決定日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出してください。

## 7 補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに、提出された振替口座への入金をもって補助金の交付を行います。

## 8 取得財産の処分

補助事業により取得した財産を処分する場合は、必ず「取得財産処分承認申請書」を郵送により、事前に提出してください。

### (1) 提出書類

電子データ (エクセル 様式)	京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金に係る取得財産処分承認申請書(別記第8号様式)	必須
	取得財産管理台帳(第7号様式)	必須
PDFデータ 等	取得財産処分に係り収入が見込まれる場合には、その収入金額等がわかる見積り	該当がある場合

## 9 注意事項等

### ○他の補助金、助成金との併用について

他の補助金等の交付を受ける事業については、機器等の購入等に要した経費から、他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とします。

また、国又は地方公共団体が本補助金との併用を認めていない場合は、本補助金への申請はできません。

### ○補助金の交付の取消及び返還について

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消及び補助金の返還を求め、事業者名、不正の内容の公表等を行うことがあります。

- (1) 交付要領、規則の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 申請書等に虚偽の記載をしたとき

なお、不正な手段を用いて、補助金の交付を受けたものは、「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置を行うことがあります。

### ○補助事業の経理

補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後10年間は管理、保存しなければなりません。

### ○立入検査等

補助事業完了後10年間において、京都府が必要であると判断した場合、京都府職員等を補助対象者の事務所等の関係場所に立ち入らせ、当該事業に係る帳簿書類その他物件等について、調査・検査に対応しなければなりません。

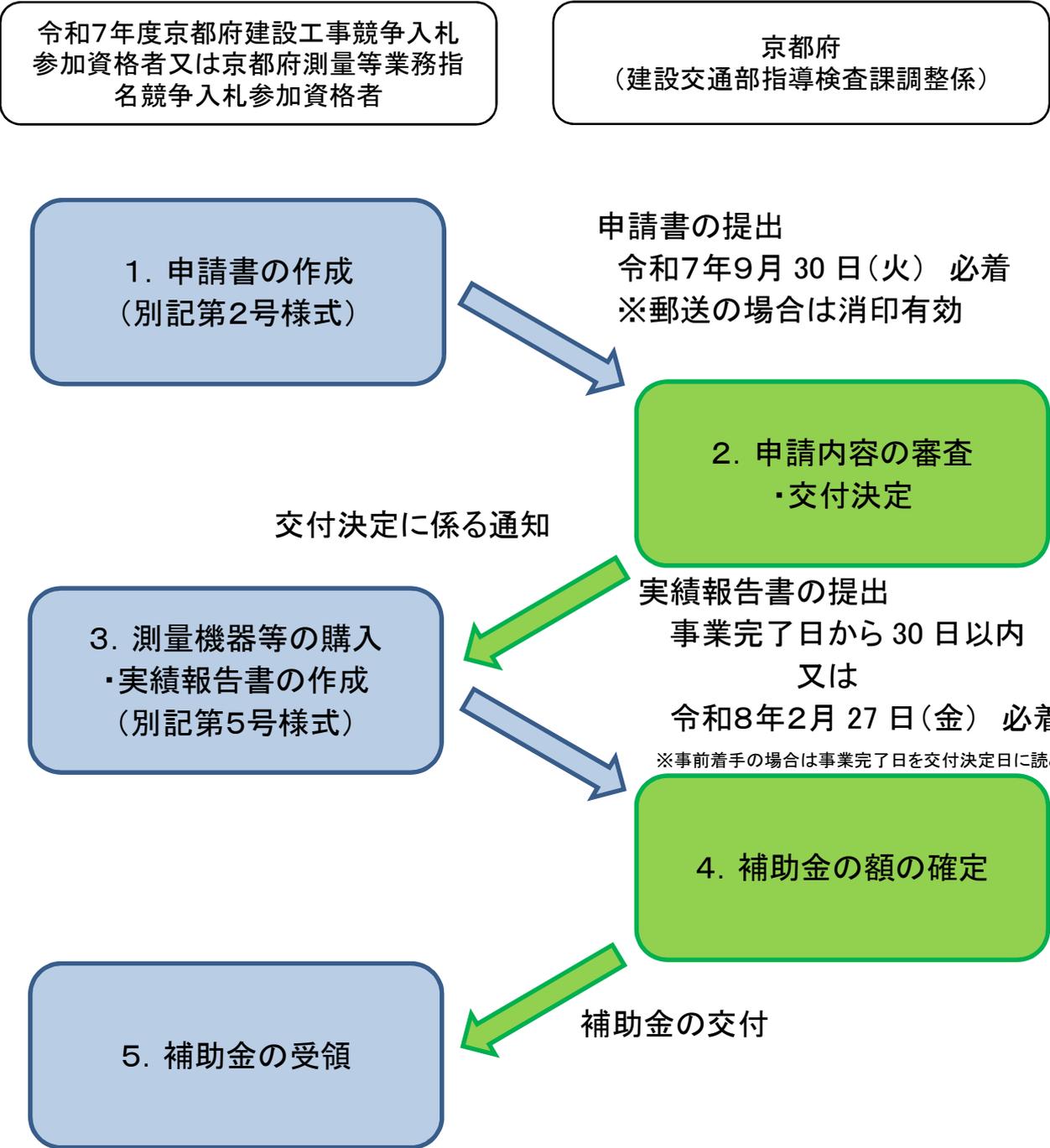
### ○補助金を交付した機器や被服等について

補助金の交付を受けた50万円未満の機器や被服等については、任意の台帳等を備え、貸与日や貸与者等の必要事項を記載し、常に貸与状況を明らかにしておかなければなりません。

### ○申請時に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合

補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第6号様式による報告書を提出してください。

10 申請の流れ



**【書類提出及び問合せ先】**  
京都府建設交通部指導検査課調整係  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話:075-414-5225  
FAX :075-414-5183  
E-mail: shido@pref.kyoto.lg.jp

別記

【建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業】

第1号様式（第5条関係）

令和7年7月1日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金事前着手届

京都府建設業等人材確保対策支援補助金について、別記条件を了承の上交付決定前に着手しますので、下記のとおり届け出ます。

なお、事業実施にあたって京都府から指導がある場合はこれに従い、本件について交付決定がなされなかった場合や補助金の交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

1 着手（予定）年月日 令和7年7月1日

2 事前着手の理由

早期に機器を導入する事で、早期の生産性向上を図り、かつ現場の働き方の改革を推進するため。

別記条件

本事業については、補助金の交付申請日から交付決定を受けるまでの間において、変更を行わないこと。

別記

【建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業】

第2号様式（第6条関係）

令和7年9月1日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書

令和7年度において上記事業を実施したいので、京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 2,613,000 円

2 添付資料

資料種別	提出
(1) 令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書（別記第2号様式 別紙1）	○
(2) 補助対象経費の算出基礎資料（別記第2号様式 別紙2）	○
(3) 補助対象経費に係る見積書の写し	○
(4) 購入する機器等のカタログ又は参加する研修等の開催案内	○
(5) 別表1の2の項補助率の欄の（1）に該当する場合には、その実施状況がわかる資料	○
(6) 国又は地方公共団体による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し	○
(7) 事業計画書（別記第9号様式）	○
(8) 口座振替依頼書	○
(9) その他参考となる資料	任意

令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書（建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業）

補助対象事業者名：株式会社〇〇建設

交付申請理由： 機器を購入し、活用することで業務の効率化、高精度化を図り労働者の働き方改革を推進するため

	補助対象経費の名称	補助対象事業の着手及び完了(予定)日	労働者の処遇改善	申請区分	補助対象経費① (税抜き額)	国又は地方公共団体補助金額②	補助所要額 ③ ((①-②) × (補助率))
1	自動追尾トータルステーション 〇〇社 ×××	着手	ア 4週8休以上	交付申請	1,110,000円	300,000円	540,000円
		完了		令和8年2月24日	変更・実績		
2	クラウドカメラ 〇〇社 △△カメラ	着手		交付申請	710,000円	0円	473,000円
		完了		令和8年2月24日	変更・実績		
3	クラウドカメラ 〇〇社 △△カメラ	着手	交付申請	1,200,000円	0円	800,000円	
		完了	令和8年2月24日	変更・実績			
4	クラウドカメラ 〇〇社 △△カメラ	着手	交付申請	1,200,000円	0円	800,000円	
		完了	令和8年2月24日	変更・実績			
計					4,220,000円	300,000円	2,613,000円

補助金交付申請額※1	2,613,000円
補助金交付決定額	-
補助金実績報告額	-

※1 補助対象事業者当たりの申請額の上限は、労働者の処遇改善又は働き方改革を実施する場合は300万円、実施しない場合は200万円。

補助対象経費の算出基礎資料

補助対象事業者名： 株式会社〇〇建設

(単位：円)

No	会社名 (メーカー)	書類種別	初期費用 (a)	単価 (b)	数量 (c)	送料等 (d)	補助対象経費 (a) + ((b) × (c)) + (d)
1	〇〇テクノ(株)	見積書	100,000円	1,000,000円	1	10,000円	1,110,000円
2	〇〇テクノ(株)	見積書	100,000円	300,000円	2	10,000円	710,000円
3	〇〇テクノ(株)	見積書	100,000円	500,000円	2	100,000円	1,200,000円
4	〇〇テクノ(株)	見積書	100,000円	500,000円	2	100,000円	1,200,000円
計			400,000円			220,000円	4,220,000円

※1 価格は全て税抜きで表記すること。

別記

【建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業】

第3号様式（第7条関係）

令和7年12月1日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金変更承認申請書

令和7年10月18日付け京都府指令7指第555号で交付決定があった上記事業について変更したいので、京都府建設業等人材確保対策事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 変更の理由 当初、計3基の自動追尾トータルステーションの導入を予定していたが、補助対象期間内の納入が困難となったため、導入数を見直す。
- 2 変更の内容 自動追尾トータルステーションの導入数を、3基から2基に変更する。

3 添付資料

※△は変更があった場合のみ提出

資料種別	提出
(1) 令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書（別記第2号様式 別紙1）	◎
(2) 補助対象経費の算出基礎資料（別記第2号様式 別紙2）	◎
(3) 補助対象経費に係る見積書の写し	◎
(4) 購入する機器等のカタログ又は参加する研修等の開催案内	◎
(5) 別表1の2の項補助率の欄の（1）に該当する場合には、その実施状況がわかる資料	△
(6) 国又は地方公共団体による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し	—
(7) 事業計画書（別記第9号様式）	△
(8) 口座振替依頼書	△
(9) その他参考となる資料	任意

別記

【建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業】

第4号様式（第8条関係）

令和7年12月1日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業中止（廃止）承認申請書

令和7年10月18日付け京都府指令7指第555号で交付決定があった上記事業を中止（廃止）したいので、京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する補助対象経費の名称

自動追尾トータルステーション □□社 ×××  
クラウドカメラ ○○社 △△カメラ  
クラウドカメラ ○○社 △△カメラ  
クラウドカメラ ○○社 △△カメラ

2 中止（廃止）する補助対象事業の内容

建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業

3 中止（廃止）の理由

メーカーと調整を行ったが、補助対象期間内の機器の納入が困難となったため。

4 中止の期間（廃止の時期）

令和7年11月1日から令和8年2月24日

別記

【建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業】

第5号様式（第11条関係）

令和8年2月24日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金実績報告書

令和7年10月18日付け京都府指令7指第555号で交付決定があった上記事業について実施しましたので、京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 2,613,000 円  
( 変更又は廃止承認額 2,613,000 円 )  
補助金精算額 2,613,000 円

2 添付書類

資料種別	提出
(1) 令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書 (別記第2号様式 別紙1)	○
(2) 補助対象経費の算出基礎資料 (別記第2号様式 別紙2)	○
(3) 補助対象経費に係る請求書及び領収書等支出の根拠となる書類の写し	○
(4) 令和8年2月24日までに利用したことがわかる資料 (ただし、被服の場合に限る。)	—
(5) 国又は地方公共団体による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し	—
(6) 取得財産管理台帳 (別表3に掲げる財産に限る。)	○

令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付申請書 所要額調書（建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業）

補助対象事業者名：株式会社〇〇建設

交付申請理由： 機器を購入し、活用することで業務の効率化、高精度化を図り労働者の働き方改革を推進するため

	補助対象経費の名称	補助対象事業の着手及び完了(予定)日	労働者の処遇改善	申請区分	補助対象経費① (税抜き額)	国又は地方公共団体補助金額②	補助所要額 ③ ((①-②) × (補助率))
1	自動追尾トータルステーション 〇〇社 ×××	着手 令和7年11月1日	ア 4週8休以上	交付申請	1,110,000円	300,000円	540,000円
		完了 令和8年2月24日		変更・実績	1,110,000円	300,000円	540,000円
2	クラウドカメラ 〇〇社 △△カメラ	着手 令和7年11月1日		交付申請	710,000円	0円	473,000円
		完了 令和8年2月24日		変更・実績	710,000円	0円	473,000円
3	クラウドカメラ 〇〇社 △△カメラ	着手 令和7年11月1日		交付申請	1,200,000円	0円	800,000円
		完了 令和8年2月24日		変更・実績	1,200,000円	0円	800,000円
4	クラウドカメラ 〇〇社 △△カメラ	着手 令和7年11月1日		交付申請	1,200,000円	0円	800,000円
		完了 令和8年2月24日		変更・実績	1,200,000円	0円	800,000円
計					4,220,000円	300,000円	2,613,000円
					4,220,000円	300,000円	2,613,000円

補助金交付申請額※1	2,613,000円
補助金交付決定額	2,613,000円
補助金実績報告額	2,613,000円

※1 補助対象事業者当たりの申請額の上限は、労働者の処遇改善又は働き方改革を実施する場合は300万円、実施しない場合は200万円。

別記

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和7年12月1日付け京都府指令7指第555号で交付決定のあった標題の事業に関する令和7年度消費税及び地方消費税の額について確定しましたので、京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）  
2,613,000円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 （廃止の場合）廃止の時期

※参考資料として、上記内容のわかる資料を添付してください。

別記

第7号様式（第14条関係）

取得財産等管理台帳

補助対象事業者名：株式会社〇〇建設

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日 (納品日)	保管場所 又は設置場所	備考
自動追尾トータルステーション	□□社 ×××	1	1,110,000	1,110,000	令和8年2月15日	(株)〇〇建設 本社 倉庫	
クラウドカメラ	〇〇社 △△カメラ	2	355,000	710,000	令和8年2月15日	(株)〇〇建設 本社 倉庫	
クラウドカメラ	〇〇社 △△カメラ	2	600,000	1,200,000	令和8年2月15日	(株)〇〇建設 本社 倉庫	
クラウドカメラ	〇〇社 △△カメラ	2	600,000	1,200,000	令和8年2月15日	(株)〇〇建設 本社 倉庫	

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合にはそれぞれして記載してください。

別記

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 株式会社〇〇建設  
南丹市〇〇町△△番地  
代表取締役 京都 太郎

京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金に係る取得財産処分  
申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった標題の事業に関し財産を処分したいので、京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

事業計画書（参考）

本事業を活用して達成したい目的に○をつけてください。（複数回答可）

※なお、導入後の効果について、後日、お伺いすることがあります。

目的	↓プルダウンで選択	
	<input checked="" type="radio"/>	1 所定外労働時間を削減する。
	<input type="radio"/>	2 年次有給休暇の取得を推進する。
	<input checked="" type="radio"/>	3 女性従業員の採用を増やす。
	<input type="radio"/>	4 若手従業員の採用を増やす。
	<input type="radio"/>	5 作業に係る人手を減らす。（例：2人→1人 等）
	<input type="radio"/>	6 危険、きつい作業を減らす。（例：危険個所の測量をドローンで実施 等）
	<input type="radio"/>	7 現場の作業環境を改善する。（例：電熱式防寒服を着用し作業 等）
	<input type="radio"/>	8 作業効率を改善する。（例：ウェアラブルカメラによる遠隔臨場 等）
	<input type="radio"/>	9 その他（上記以外の目的は以下にご記入ください。）

口座振替依頼書

令和7年9月1日

京都府知事 様

申請者 南丹市〇〇町△△番地  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 京都 太郎  
(担当者名) 京都 花子  
(担当者TEL) 0771-xx-xxxx  
(担当者メール) kyoto@marumaru.co.jp

令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金については、下記口座に振り込んでください。

振込 口座	金融機関名	建設交通銀行
	支店名	園部
	口座種目	普通
	口座番号	1234567
	フリガナ	カ) マルマルケンセツ
	口座名義人	株式会社〇〇建設

※ 口座情報に誤りがある場合は、振込不能となりますので、通帳の記載内容を十分に確認の上、記入願います。

※ ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する「店名・預金種目・口座番号」を記入願います。

注：口座名義人が補助金申請者と異なる場合等は、下記の委任状の記入が必要となります。

委任状

申請者



令和7年度京都府建設業等人材確保対策支援事業補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者 (口座名義人)

住所：

氏名：

★建設産業における働きやすい環境づくりのための設備等を導入する事業

賃上げ計算書

※「ウ 賃上げ」を選択される方は、検算のため併せて提出してください。

○「法人事業概況説明書」の場合

(千円)

賃上げ前	従業員数	20	
	労務費	81,499	
	役員報酬	18,450	
	従業員給料	8,554	
	合計	108,503	※自動計算
	平均給与	5,425	※自動計算
賃上げ後	従業員数	20	
	労務費	85,780	
	役員報酬	18,945	
	従業員給料	10,175	
	合計	114,900	※自動計算
	平均給与	5,745	※自動計算
<b>賃上げ率</b>		<b>5.9%</b>	※自動計算

○「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の場合

(千円)

賃上げ前	従業員数		
	支払金額		
	平均給与	#DIV/0!	※自動計算
賃上げ後	従業員数		
	支払金額		
	平均給与	#DIV/0!	※自動計算
<b>賃上げ率</b>		<b>#DIV/0!</b>	※自動計算

○「賃金台帳」の場合

(千円)

賃上げ前	従業員数		
	総支給額等の合計		
	平均給与	#DIV/0!	※自動計算
賃上げ後	従業員数		
	総支給額等の合計		
	平均給与	#DIV/0!	※自動計算
<b>賃上げ率</b>		<b>#DIV/0!</b>	※自動計算